

広島県人事給与・総務事務システム設計・構築委託業務 事業者選定評価基準

評価項目	評価基準	配点
1. 技術評価点(必須)		300
(1) 本業務に対する理解		40
ア 本県の人事・給与・総務事務業務とそれに供する情報システムに対する基本的な理解	・本県の人事・給与・総務事務業務とそれに供する情報システムの状況と課題を理解している	20
イ 期待する効果への理解	・調達目的と期待する効果を理解したうえで、具体的な提案方針が示されている	20
(2) 本業務に求める要件の実現性		80
● 業務・機能要件		
ア 業務・機能要件全般	・業務・機能要件定義書に示す要件をすべて実現する提案がされている、又は実現不可とするものは代替実現手段が具体的に提案されている	20
イ 帳票	・運用保守期間中の帳票の表示項目変更、レイアウト変更、非定型帳票の追加を容易に実現できる仕組みが提案されている	8
ウ 外部インターフェース	・構築期間中及び運用保守期間中に対向システムとの連携に要する工数を削減する工夫が具体的に提案されている	8
● 非機能要件		-
エ 非機能要件全般	・非機能要件定義書に示す各要件をすべて実現する提案がされている、又は実現不可とするものは代替実現手段が具体的に提案されている	20
オ ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	・操作に習熟していない利用者でも滞りなく業務が実施できるよう、ユーザビリティ及びアクセシビリティに係る様々な工夫が考えられている	12
カ 情報セキュリティに関する事項	・本業務で求める情報セキュリティの要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる	12
(3) 作業実施における工夫		72
ア 設計・開発実施計画書の作成	・設計・開発実施計画書作成に係る作業方針が示されている ・重要なマイルストーンやクリティカルポイント等を踏まえ、実現性の高い具体的なスケジュール案が提示されている	12
イ 作業実施するうえでの工夫(要件定義)	・要件定義作業について、当該作業の実施方法や工夫する点が具体的に説明されている ・現行システムの課題を確認し解決策を策定していくための具体的な方針が説明されている	12
ウ 作業実施するうえでの工夫(設計)	・設計作業について、当該作業の実施方法や工夫する点が具体的に説明されている	12
エ 作業実施するうえでの工夫(開発・品質評価)	・開発・品質評価作業について、当該作業の実施方法や工夫する点が具体的に説明されている	12
オ 作業実施するうえでの工夫(受入テスト支援)	・受入テスト支援について、当該支援の実施方法や工夫する点が具体的に説明されている	12
カ 作業実施するうえでの工夫(移行)	・移行作業について、当該作業の実施方法や工夫する点が具体的に説明されている	12
(4) 作業の実施体制・方法に係る適正性と工夫		40
ア 適切な作業実施体制の構築	・本業務の実施体制について各従事者の役割を理解したうえで、適切な人員配置を行い、具体的な作業実施体制及び人員構成を提示している ・本業務を複数者で実施する場合(再委託を含む。)に、各者の責任分界が明確に示されている ・情報セキュリティ対策の管理体制を提示している ・ISO/IEC 27001 (ISMS) 適合性評価制度の認証を取得している、又はこれと同等以上の情報セキュリティ管理システムを確立している(不適合の場合、0点)	20
イ 作業要員に求める要件への適合	・下記作業要員に求められる要件が全て満たされている(不適合の場合、0点) ア 統括責任者 イ 設計・開発責任者 ウ 品質管理責任者 エ 情報セキュリティ責任者 ・作業要員に求められる要件のうち、実績に係る要件は都道府県における実績であることが望ましい	20
(5) 運用・保守に係る提案		68
ア 運用・保守計画書の作成	・運用・保守計画書作成に係る作業方針が示されている ・重要なマイルストーンやクリティカルポイント等を踏まえ、実現性の高い具体的なスケジュール案が提示されている	12
イ 作業実施するうえでの工夫(運用)	・運用作業について、当該作業がSLA案を満たすとともに付加価値の高いものとなるようにするための実施方法や工夫する点が具体的に説明されている。	12
ウ 作業実施するうえでの工夫(保守)	・保守作業について、当該作業がSLA案を満たすとともに付加価値の高いものとなるようにするための実施方法や工夫する点が具体的に説明されている ・本業務期間中に追加費用なく対応する保守内容が具体的に提案されている	12
エ 作業要員に求める要件への適合	・運用・責任者に求める要件を満たす提案がなされている	12
オ 提案金額	・経費の内訳が明確であり、妥当性がある	20
2. 技術評価点(任意)		20
自由提案	・提案者独自の工夫点や提供可能なサービス等について提示されている ・提案が本業務を実施する上で有効と評価できる内容である	20
3. 価格評価点(必須)		20
入札金額	・経費の内訳が明確であり、妥当性がある	20
	技術評価点	320
	価格評価点	20
	合計(評価値)	340

基本的な評価基準

評価	評価基準
4 特に優れる	・記載内容が詳細かつ分かりやすい ・県にとって極めて有益な提案である
3 優れる	・記載内容が詳細である ・県に有益な工夫がある提案である
2 普通	・評価基準に記した内容が記載されている ・記載内容に具体性がある
1 やや劣る	・評価基準に記した内容が記載されている ・記載内容に具体性が無い
0 劣る・提案無し	・記載内容が適切でない(本業務の目的等に沿っていない) ・要求している要件に適合していない ・評価基準に記した内容が記載されていない

※全委員の評定点の合計点が満点の6割に満たない場合は選定しない。

※3. 価格評価点(入札金額)の評価において、見積額が予算上限額を超える場合、失格とする。